

平成21年6月19日国際平和協力本部事務局

「スーダン国際平和協力業務実施計画の変更」、「スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令」及び「スーダン国際平和協力業務の実施の状況」について

標記については、6月22日の閣議において決定する予定であり、概要は以下のとおり。

1.実施計画の変更及び政令の一部改正

本年4月30日の国連安全保障理事会決議により、国連スーダン・ミッション(UNMIS)の活動期間が平成22年4月30日まで1年間延長されたことに伴い、我が国が国際平和協力業務を行うべき期間及びスーダン国際平和協力隊の設置期間を平成22年6月30日まで1年間延長する。

参考: 我が国は、平成20年10月から、UNMISに対し、司令部要員として2名 の自衛官を派遣している。

2.実施の状況

上記の変更に伴い、国際平和協力法第7条に基づき、これまでの業務の実施の状況について国会に報告する。

内容は、派遣に至る経緯及びスーダンにおいて我が国が行っている業務等 の実施の状況についてまとめたものである。

本件問い合わせ先:

内閣府国際平和協力本部事務局

参事官平野隆一

参事官補佐 佐藤 建五

電話:3581-7348(直通)